

議案第91号

大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案

大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第8条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第2（第8条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
別表第3（第8条関係） 〔表 別紙4 挿入〕	別表第3（第8条関係） 〔表 別紙3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の大阪市海浜施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の規定は、令和6年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 次の表の第3欄に掲げる期間における改正後の条例別表第2の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

改正後の条例別表第2 集会その他これに類するものの項	1,190円	令和6年5月1日から令和7年3月31日まで	960円
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	1,050円

		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1,150円
	2,380円	令和6年5月1日から令和7年3月31日まで	1,930円
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	2,120円
		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	2,330円

[別表第2 別紙1]

種別		単位	期間	使用料
集会その他これに類するものの	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	<u>880円</u>
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合			<u>1,760円</u>
ロケーションのための占用		1回	2時間	<u>10,560円</u>
広告物掲出のための占用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	<u>3,060円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]				

[別表第2 別紙2]

種別		単位	期間	使用料
集会その他これに類するものの	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	<u>1,190円</u>
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合			<u>2,380円</u>
ロケーションのための占用		1回	2時間	<u>10,870円</u>
広告物掲出のための占用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	<u>3,170円</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				

[別表第3 別紙3]

1	電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	<u>4,600円</u>
2	電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	<u>4,600円</u>
3	変圧塔、送電塔その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
4	公衆電話所 1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
5	線類による占用 1メートルまでごとに 1年	<u>980円</u>
6	変圧器 1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
7	郵便差出箱及び信書便差出箱 1平方メートルまでごとに 1年	<u>8,200円</u>
8	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.4メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>980円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>2,400円</u>
	外径が1メートル以上のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>4,900円</u>
9	通路その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,360円</u>
10	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の 置場 1平方メートルまでごとに 1月	<u>2,200円</u>

[別表第3 別紙4]

1	電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	<u>5,200円</u>
2	電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	<u>5,200円</u>
3	変圧塔、送電塔その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
4	公衆電話所 1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
5	線類による占用 1メートルまでごとに 1年	<u>1,120円</u>
6	変圧器 1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
7	郵便差出箱及び信書便差出箱 1平方メートルまでごとに 1年	<u>9,300円</u>
8	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.4メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>1,120円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>2,800円</u>
	外径が1メートル以上のもの 1メートルまでごとに 1年	<u>5,600円</u>
9	通路その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	<u>1,490円</u>
10	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の 置場 1平方メートルまでごとに 1月	<u>2,900円</u>

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

海浜施設における行為の許可に係る使用料及び同施設の占有に係る占有料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。